

# 山梨県災害復旧アシストエンジニア活動要領

## (目的)

第1条 本要領は、山梨県災害復旧アシストエンジニア派遣要綱（以下「要綱」という。）に基づき、山梨県災害復旧アシストエンジニア（以下「アシストエンジニア」という。）の活動に関し、必要な事項を定めるものである。

## (活動内容)

第2条 アシストエンジニアは、次の活動を行う。

(1) 災害調査に関する支援

災害報告のための被災状況調査

(2) 復旧工法に関する技術的助言

応急復旧に関する助言

二次災害防止に関する助言

国庫負担申請に関する助言

(3) 災害復旧事業に関する支援、助言

災害復旧事業の執行に関する助言

2 アシストエンジニアは、前項のほか次の活動を行う。

(1) 災害時における被災情報の通報

公共土木施設の被災を発見したときは、当該施設の管理者もしくは市町村に通報すること。

(2) 平時における危険箇所情報の通報

公共土木施設が危険な状況にあることを発見したときは、当該施設の管理者もしくは市町村に通報すること。

(3) 災害復旧技術の継承活動

災害復旧に関する研修会・講習会の講師を務めるなど、災害復旧に関する技術の継承を行うこと。

## (活動の原則)

第3条 アシストエンジニアは、自らの健康管理に努め、十分な体調で活動に臨むものとする。

2 活動中に当たっては、常に安全に留意し円滑な業務の遂行に努めるものとする。

3 活動中における地域住民等からの要望等については、速やかに派遣要請機関に伝達するものとする。

4 アシストエンジニアは、不測の事態により活動が困難となったときは、直ちに活動を中止するものとする。

## (参集及び出動)

第4条 山梨県建設技術センター理事長（以下「センター理事長」という。）は、派遣要請があった地域や活動内容に照らし、アシストエンジニアの中から派遣することが適当と認められる者に出動要請を行う。

- 2 アシストエンジニアは、要請のあった活動内容等に応じて速やかに出動するものとする。
- 3 アシストエンジニアは、派遣先に到着後、派遣要請機関と活動内容を確認し、活動を開始するものとする。
- 4 アシストエンジニアは、出動時には支援活動に適した服装を着用し、アシストエンジニア証明証、腕章、ヘルメットを携行するものとする。
- 5 アシストエンジニアの派遣要請は、派遣要請書（様式第1号）、アシストエンジニアへの出動要請は、派遣要請協議書（様式第2号）をもって行う。

（活動の完了）

第5条 アシストエンジニアは、活動が完了したときは派遣要請機関に連絡のうえ撤収するものとする。

（連絡及び報告）

第6条 アシストエンジニアは、派遣先での活動完了後1週間以内に、活動報告書（様式第3号）により活動内容をセンター理事長に報告するものとする。

（事務局）

第7条 事務局は、アシストエンジニアの派遣並びに活動に関し、次の事務を行うものとする。

- （1）アシストエンジニアの迅速な選任、出動方法及びこれに関する関係機関との連絡調整に関すること
- （2）アシストエンジニアの派遣先における活動内容について、派遣要請機関との連絡調整に関すること
- （3）県土整備部及びその他関係機関との連絡調整に関すること
- （4）その他アシストエンジニアの安全・円滑な派遣並びに活動に必要なこと

（派遣費用）

第8条 アシストエンジニアは、出動に要した実費（交通費・宿泊費等）について、派遣要請機関から支給を受けることができる。この場合において、請求等に係わる事務手続きは、事務局が代行することができるものとする。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、アシストエンジニアの活動に関し必要な事項については、センター理事長が、必要に応じ要綱第7条に定める運営委員会の意見を聴き、これを定める。

（附 則）

この要領は、平成21年7月13日より適用する。

派 遣 要 請 書

1 実施期間及び場所

(1) 実施期間

(2) 場所

2 業務内容

3 その他必要事項  
(人員数等)

平成 年 月 日

(公社) 山梨県建設技術センター理事長 あて

市町村長・事務所長名



山梨県災害復旧アシストエンジニア活動報告書

平成 年 月 日

（公社）山梨県建設技術センター理事長

氏 名 印  
登録番号

別紙のとおり，山梨県災害復旧アシストエンジニアとしての活動内容を報告します。

1 実施期間及び場所

（1）実施期間

（2）活動場所

2 業務内容

3 その他報告事項